

岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年三月十二日

目次

告示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正
 豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示の廃止

(畜産課) ページ
 (同) 一

告示

岐阜県告示第百二十七号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示(平成三十一年岐阜県告示第七十三号)の一部を次のように改正し、平成三十一年三月十三日から適用する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

瑞浪市大湫町、日吉町及び釜戸町並びに恵那市飯地町、武並町竹折及び武並町藤

岐阜県告示第百二十八号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示(平成三十一年岐阜県告示第七十四号)は、平成三十一年三月十七日限り廃止する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第百二十九号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定に関する告示(平成三十一年岐阜県告示第七十

五号) は、平成三十一年三月十五日限り廃止する。

平成三十一年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

平成三十一年三月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社